

山梨県公報

第四百十二号

令和五年

九月二十一日

木曜日

目次

- 告示
- 保安林の指定の予定……………五九一
 - 家畜伝染病の発生……………五九一
 - 家畜等の移動を禁止する区域の指定……………五九一
 - 道路の区域変更……………五九二
 - 有害図書類の指定……………五九二
 - 落札者の決定について(四件)……………五九三
 - 換地処分の実施……………五九四
 - 土地改良区役員の退任……………五九四
 - 基本測量の実施……………五九四

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………五九五
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………五九五
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………五九五

告示

山梨県告示第二百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年九月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南都留郡忍野村内野字高小屋四四〇六の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的 公衆の保健

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び忍野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百二十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和五年九月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生群数	発生場所	発生日
腐蛆病	蜜蜂	患者	二群	北杜市	令和五年九月六日

山梨県告示第二百二十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、蜜蜂等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

令和五年九月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定区域

- 北杜市須玉町若神子(肥道の地域に限る。)、同市高根町小池(東久保、前田、池田及び後原の地域に限る。)、同市高根町上黒澤(沢田、西久保、宮尾根、前田、中久保及び東久保の地域に限る。)、同市高根町下黒澤(馬場、穴道、後田、向林、東入、大日向、女蚊窪、前田、宮渡戸、日影田、大窪、宮平、打越、湯沢、市久保、向井、土城、大屋田、似田、泥里、向大下、横山及び八斗蒔の地域に限る。)、同市長

坂町大八田（池之窪の地域に限る。）、同市長坂町沢沢（清水、赤羽根、佃、宮川、関下、室久保、山本、社宮寺、外久根、西屋敷、前田、油田、寺前、大日影、神田、和田、大久保、上町、中町、下町、下原、鬼坂及び段道の地域に限る。）、同市長坂町白井沢（神之原の地域に限る。）、同市長坂町塚川（相吉沢、山崎、原久通、上久通、鍛冶屋森、大之田、原町、山寺平、飯又、古宿、五味屋敷、石塚、古屋敷、二丁橋、西久保、塚之越、頭無、細田、東前田、泥里、下村、宮久保、勝見及び東樋詰の地域に限る。）、同市長坂町富岡（富岡、新地、向樋詰及び西樋詰の地域に限る。）、同市長坂町中丸（下深沢及び花水の地域に限る。）、同市長坂町長坂上条（藤塚、反田、龍僧、西久保、酒呑場、西新井、中反、向田、鍬田、東村、中村、西村、西田、宮久保、蟻塚、東田、狐窪、十二曲及び五郎田の地域に限る。）、同市長坂町長坂下条（新居、北村、西久保、牛巻、向原、清水頭、古更、下屋敷、相吉窪、上松、前田道上、相吉、龍角及び紺屋の地域に限る。）、同市長坂町夏秋（神田、次郎田、大大神、柳田、下之前、向田、夏秋田、上之屋敷、宮久保及び堅木の地域に限る。）、同市長坂町日野（上日野、池平、下日野、片瀬、姥久保、日野原及び坂下の地域に限る。）、同市武川町牧原（北原、堂佛寺及び巾下の地域に限る。）及び同市武川町三吹（古川、富貴野、后川原、中新田、宮の前、門脇、御崎、向山、新左エ門原、滝下、古屋敷、柳川原、前川原、尾崎、富県、前山及び大石の地域に限る。）

二 指定家畜の種類 指定区域で飼育されている蜜蜂

三 指定の概要

四 指定の期間 令和五年九月六日から当分の間

その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和五年十月十二日まで一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員 の別 (メートル)	延長 (メートル)
甲州市塩山小屋敷字駒園二二六八番三地先から 甲州市塩山小屋敷字駒園二二七一番二地先まで	旧 一〇・四 一五・二 新 一三・三 一五・三	五〇・八 五〇・八

山梨県告示第二百二十六号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和五年九月二十二日から施行する。

令和五年九月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所

名 称	発 行 所
週刊大衆6月5日号	(株) 双葉社
ミック艶Vol.26	(株) リイド社
RK MOOK『COMICお本』Vol.5	(株) ぶんか社
RK COMICS あやかしの妻	(株) ぶんか社
SPTミック 「晩花の熱」	(株) リイド社
SP COMICS 今でも忘れなご アノ体験談、話します Vol.3	(株) リイド社
劇画ロマンスVol.23シリオンミック 22	(株) 大洋図書

劇画シークレットVol.16「リオンムック24	(株) 大洋図書
こずみムック 297 漫画ロマンVol.18	(株) 一水社
SPコミック「モヤつきが止まらない彼女とハマった 本当の話」	(株) リイド社
芸能アイドル発掘お宝SEXY写真館	(株) ブレイン ハウス

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく
犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブ
で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四
年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日
本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ
る。

令和五年九月二十一日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
- (一) 名称 ベクトルネットワークアナライザ
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県産業技術センター
 - (二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番
- 三 落札者を決定した日 令和五年八月三十一日
- 四 落札者
- (一) 名称 高山理化精機株式会社

- (二) 住所 長野県松本市笹賀五千六百五十二番十八
- 五 落札金額 三千百三十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日 令和五年七月二十日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブ
で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四
年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日
本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ
る。

令和五年九月二十一日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
- (一) 名称 万能材料試験機
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県産業技術センター
 - (二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番
- 三 落札者を決定した日 令和五年八月三十一日
- 四 落札者
- (一) 名称 株式会社三枝理研
 - (二) 住所 山梨県甲府市城東二丁目十四番十号
- 五 落札金額 四千二百三十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日 令和五年七月二十日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブ
で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四
年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日

本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年九月二十一日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 落札に係る物品の名称及び数量

(一) 名称 I Rイメージング分析装置

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番

三 落札者を決定した日 令和五年八月三十一日

四 落札者

(一) 名称 豊前医化株式会社

(二) 住所 山梨県中央市乙黒百七番六号

五 落札金額 三千五十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年七月二十日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年九月二十一日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 落札に係る物品の名称及び数量

(一) 名称 レーザー干渉式平面度測定機

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番

三 落札者を決定した日 令和五年九月一日

四 落札者

(一) 名称 明伸工機株式会社

(二) 住所 東京都豊島区東池袋三丁目十二番二号 ONEST池袋イーストビル四階

五 落札金額 二千九百七十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年七月二十日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（大草地区第一工区）の換地処分を令和五年九月六日実施した。

令和五年九月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良区役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が内退した旨届出があった。

令和五年九月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 内退

役職名	氏名	住所	内退年月日
理事	前島敏彦	笛吹市一宮町東新居千四百十四番地	令和五年七月十七日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年九月二十一日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影）
 - 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市、昭和町
 - 三 測量の期間 令和五年十月二十三日から令和六年三月三十一日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年九月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一三、六〇〇

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年九月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

一七九、九九四

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四

十万人に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年九月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一三、八〇二
中巨摩郡	五、五〇五
南都留郡	一一、九二六
甲府市	五一、三〇五
富士吉田市	一三、三三五
都留市・西桂町	九、三九九
山梨市	九、四九五
大月市	六、五五三
韮崎市	八、〇一二
南アルプス市	一九、七三二
北杜市	一三、二六九
甲斐市	二〇、九四〇
笛吹市	一八、八九九
上野原市・北都留郡	六、七五九
甲州市	一八、五九七
中央市	八、一三三

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番